

平成29年度 新潟市環境衛生業務実施計画

平成29年4月

新潟市保健所環境衛生課

◆ はじめに

理美容所、公衆浴場、プール、大規模な建築物（特定建築物）などの環境衛生関係施設は、日常生活に密接に関係する業態であることから、公衆衛生上の危害を防止するため、法律などで設備や維持管理についての基準が定められています。

保健所では、立ち入り時に、設備や維持管理が法令などに適合しているかを調査し、不適正な場合は改善指導を行います。また、自主点検を実施するなど営業者自身による自主管理を推進し、健康危害の未然防止を図ります。

この他、住居衛生に関することなど健康で快適に過ごすためのアドバイスを行います。

◆ 重点事業

市民が安全で安心して過ごせることを目的に、公衆衛生上の危害を考慮し、特に重要性、緊急性が高いと判断される事項を「重点事業」としました。

1 レジオネラ症防止対策

（1）公衆浴場、旅館等の入浴施設や特定建築物の冷却塔の衛生管理指導

レジオネラ属菌は循環式浴槽や冷却塔など人工的な循環水で増殖しやすい性質があります。これらの設備がレジオネラ症の感染源になることを防止するため、公衆浴場や旅館の循環式浴槽、プールに附帯する採暖槽、特定建築物の冷却塔、公衆浴場の調節箱をはじめとする給湯設備などについて、管理状況の確認や水質検査を実施するなどして適正管理指導を行います。レジオネラ属菌が検出された場合には、不検出となるまで指導します。

また、レジオネラ症は抵抗力の弱い高齢者にとっては注意を要する感染症であることから、高齢者施設に対しても入浴設備の管理方法の指導を実施します。

（2）レジオネラ症患者発生時の調査

医師からレジオネラ症患者の発生届出があった場合には、感染症対策担当が行う、発症前の行動調査に協力し、公衆浴場等の利用があった場合には水質検査を実施し、適正管理を指導します。

なお、市外の公衆浴場等を利用していた場合には、所管する自治体へ情報提供を行います。

2 貯水槽給水施設の衛生管理指導

貯水槽の管理を適切に行っていないことが異物混入につながった事例があったことから、定期的な清掃と点検の実施について、水道局や登録検査機関と連携し、建物所有者等が適正に衛生管理を行うよう指導します。特に、清掃や法定点検の義務付けられていない有効容量10 m³以下の貯水槽や、水道水以外の水を使用する貯水槽について指導を行います。

3 プール施設設備の適正管理指導

吸込み事故を防止するため、排水口及び循環水の取水口の二重構造の点検状況について聞き取りや管理記録の確認を行います。また、採暖槽を含め衛生管理状況や水質検査結果を確認し、適正な水質が保たれるよう指導します。

4 まつ毛エクステンション実施店への指導

市内のまつ毛エクステンション実施店は年々増加しています。また、全国的には目の充血や痛みなどの危害情報が国民生活センターに多く寄せられているため、器具等の洗浄消毒のほか、問診とパッチテストの実施、危害情報があつた場合の対応などを指導します。

◆ 対象施設別監視事項

対象施設	主な監視事項
公衆浴場	① 衛生管理状況 ② 循環式浴槽を有する施設については浴槽設備関係の管理記録（残留塩素濃度、水質検査、配管洗浄等）
ホテル・旅館	① 衛生管理状況（ロビー、客室、寝具等） ② 宿泊者名簿の整備状況 ③ 循環式浴槽を有する施設については浴槽設備関係の管理記録（残留塩素濃度、水質検査、配管洗浄等）
温泉利用施設	① 温泉成分の掲示 ② 10年ごとの温泉成分の再分析 ③ 硫化水素含有泉については測定記録及び濃度測定
興行場	① 衛生管理状況（炭酸ガス濃度等） ② 照度測定
理容所・美容所	① 衛生管理状況（器具の消毒等） ② 従事者の確認
クリーニング所	① 衛生管理状況（溶剤、廃棄物の管理等） ② 資格者の従事状況 ③ 研修、講習の受講勧奨 ④ テトラクロロエチレン使用施設については廃液の適正処理等 ⑤ 指定洗濯物取扱い施設については消毒状況
コインランドリー	① 機械の設置状況 ② 衛生管理状況（整理整頓）
プール	① 衛生管理状況（残留塩素、水質検査等） ② 排水口等の点検状況
簡易水道・専用水道	① 設備の維持管理状況 ② 維持管理記録 ③ 残留塩素濃度
貯水槽水道施設	① 受水槽等の維持管理状況 ② 簡易専用水道は法定検査受検指導、要改善事項の指導 ③ 清掃未実施施設への指導 ④ 防錆剤使用施設は防錆剤濃度の水質検査、注入装置の管理、ライニング又は配管敷設替え
特定建築物	① 維持管理報告書の提出、不適事項の指導 ② 帳簿書類の整備 ③ 残留塩素濃度の測定 ④ 冷却塔や給湯設備については維持管理状況、水質検査等
登録事業所	① 監督者及び機械器具の登録要件、従事者研修の実施状況 ② 帳簿書類の整備
化製場	① 設備の設置状況 ② 衛生管理状況（清潔、整理整頓）
ペット霊園	① 変更の有無 ② 火葬設備の管理状況

◆ 対象施設別監視目標

施設数はH29.1月末時点(水道関係施設はH28.3月末)

対象施設の種類	施設数	頻度	監視目標数
●公衆浴場	129		109
循環式浴槽(毎日換水以外)	45	2回/年	77
循環式浴槽(毎日換水)	50	1回/2年	28
岩盤浴・サウナなど	16	1回/4年	4
その他(休業施設含む)	18	適宜	
●旅館・ホテル	213		54
循環式浴槽、または温泉利用の共同浴槽	47	1回/年	47
温泉以外の共同浴槽	35	1回/5年	7
その他(共同浴槽がない施設や休業施設)	131	適宜	
●温泉利用施設	34		26
ホテル・旅館、公衆浴場、病院など	26	1回/年	26
その他(上記以外と休業施設)	8	適宜	
●興行場	28	1回/2年	14
●理容所	1103	適宜	75
●美容所	1833	適宜	100
●クリーニング所	754		12
テトラクロロエチレン使用施設	18	1回/2年	9
貸しおしぼり	3	1回/年	3
その他一般クリーニング所	198	適宜	
取次のみ	535	適宜	
●無店舗取次店	7	適宜	
●コインランドリー	77	適宜	
●プール	195	1回/4年	48
●水道関係施設	(27年度末数)		19
簡易水道	1	1回/2年	1
専用水道	1	1回/2年	0
簡易専用水道、小規模貯水槽給水施設	3845		18
●特定建築物	345		25
特定建築物(全施設維持管理状況報告書提出)	345	1回/年	
特定建築物			25
●事業登録	156	1回/6年	62
●化製場等	4	1回/年	4
●ペット霊園	8	1回/2年	4
合計			552

◆ 試験・検査計画

検査対象	検査項目	検体数
公衆浴場、旅館業 浴槽水	浴槽水水質基準項目	46
クリーニング所 おしぼり	おしぼり衛生基準項目	9
クリーニング所 ドライ機廃液	テトラクロロエチレン	8
家庭用品(衣類・洗剤・塗料・接着剤)	ホルムアルデヒドなど	45
冷却塔水	レジオネラ属菌など	10
貯水槽水(防錆剤使用施設)	五酸化リンなど	5
海水浴場水	セシウム134、セシウム137	16

◆ 監視以外の業務

(1) 各種講習会による啓発

理容所や美容所の従事者を対象に器具等の洗浄消毒方法を説明するなど、講習会を通じて衛生知識の向上を図ります。

(2) 市民からの相談への対応

① 住居衛生に関する相談対応

目がチカチカする、喉に刺激を感じるなどの症状で悩む方からの相談に応じ、室内のホルムアルデヒド濃度を測定します。また、居室のダニやカビによるアレルギーの相談に応じ、居住環境の改善方法についてアドバイスします。

② 飲用井戸水に関する相談

井戸水を飲用にしている方から、水質検査等の相談があった場合は、検査機関を紹介し検査項目などについて説明します。また、安全性の観点から、水道水の使用を勧めます。

(3) 家庭用品の安全確保

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」では、化学物質による健康被害を防止するため家庭用品の種類を指定し、有害な化学物質について含有量等の基準を定めています。

厚生労働省への基準違反の報告件数では、乳幼児用（生後24か月以内）衣料品でのホルムアルデヒド含有量違反が最も多く報告されていることから、主に乳幼児用の衣料品のホルムアルデヒド検査を行い、その他に介護用の衣料品、住宅用洗浄剤、つけまつげ用接着剤などの検査を行います。

また、ホームページに正しい使用方法などを掲載し、健康被害の未然防止を啓発します。

(4) 海水浴場水の水質検査

「水質汚濁防止法」に規定する公共用水域の常時監視の一環として、環境省の通知により海水浴場の水質等の実態調査を、開設前の5月中と開設中の7月下旬から8月上旬に実施しています。併せて放射性物質の検査も実施します。結果はホームページに掲載します。

(5) 環境衛生監視員の資質向上の推進

専門的な知識の修得や最新の情報を収集するため、厚生労働省等が開催する研修会や各種の研究発表会等に職員を派遣します。

また、事業者や市民から寄せられる相談対応事例を共有化し、過去の事例を参考とし的確な対応が行えるように努めます。